



Title	なぜ狩猟術の写本を所持するのか : 中世後期～近世 初頭フランスの三つの「私の」狩猟書
Author(s)	頼, 順子
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2018, 52, p. 57-93
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/76069
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

なぜ狩猟術の写本を所持するのか

——中世後期～近世初頭フランスの三つの「私の」狩猟書——

頼 順 子

キーワード：西欧中近世／フランス／狩猟／書物／貴族文化

はじめに

中世後期のフランスでは、王侯貴族の間で狩猟と狩猟書が流行していた。西欧において、狩猟権は中世初期より国王大権と結びついた特権だったが、フランスではルイ9世治世下の13世紀中葉から王権による身分統制が進行し、衣服や食事などと同様に、狩猟を行う資格と空間支配の権利も身分にもとづいた統制の対象になった。以後、中世を通じて、狩猟権を既得権とみなす貴族と規制を行う王権との間で断続的に抗争が繰り返されることになったが、シャルル6世治世下の14世紀末から15世紀初頭には、狩猟は貴族身分のものであると王令¹⁾のなかで規定され、貴族の文化あるいはステイタス・シンボルの一つと認識されるようになったのである²⁾。

世俗の娯楽である狩猟に王侯が耽溺することに対しては、中世初期から教会による根強い批判があり、フランスでは長らく王と狩猟の結びつきが表立って強調されることはなかった。しかし、シャルル6世の時代に狩猟や狩猟にかかわるアイテムが王家のイメージ戦略として利用されはじめ、15世紀後半のルイ11世の治世の終わりには、狩猟司が王権の象徴の一つと認識されるに至る³⁾。

1215年の第四ラテラノ公会議において、全信徒が年一度の告解を義務付けられたこと⁴⁾を受けて、西欧社会では聖職者による俗人教化が活発化した。その影響のもと、13世紀後半以降、君主鑑をはじめとするさまざまな俗語

の教化の書や技術書が流通しはじめた。それらの書物は最初、書き言葉のラテン語の著作から翻訳されたものだったが、やがて最初から俗語で書かれたオリジナルな著作も登場する。フランスではヴァロワ朝成立（1328）以後、王族の宮廷を中心に豪華彩色写本の製作・蒐集が流行していたが⁵⁾、14世紀後半以降は技術書の一種である狩猟書もそのなかに加わった。このこともまた、狩猟が貴族文化として認知されたことを象徴的に示している。

中世の狩猟書とは、「狩猟および／あるいはその補助物——四足動物または猟鳥——にかんする教育的な著作という意味において、原則として、実際に行う者を対象とした狩猟書」（B・ヴァン＝デン＝アベル）を指す。主題は猛禽類や猟犬を用いた貴族的な狩猟（*fauconnerie, chasse au vol / vénerie, chasse à courre*）のほか、罾や飛び道具を用いた狩猟などがあり、具体的な内容は、狩猟の技法と手順、猟犬や猟鳥の種類の説明とその飼い馴らし方、日常の管理、病気の治療法および処方箋などである。テキストは韻文と散文の双方が用いられ、表現形式は多彩である⁶⁾。

西欧における狩猟書の歴史は、10世紀頃に書かれたラテン語の鷹の病気の治療法の断篇にまでさかのぼることができる。12世紀から13世紀にかけて、神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世『猟鳥を用いた狩猟術について』（1244～1250頃）など、主要なラテン語の鷹狩りの書が登場した。13世紀後半以降、主題は猟犬や道具を用いた狩猟法にまで広がる。そして、他のジャンルと同様、テキストが最初から俗語で書かれはじめた。フランスではオイル語（フランス語）の『鹿狩り』（13世紀後半）が著された。

14世紀なかばから後半にかけて、フランス王家であるヴァロワ家の周辺で4点の俗語の狩猟書が相次いで成立した。すなわち、アンリ・ド・フェリエール『モデュス王とラティオ王妃の書』（1354～1367頃成立）、ガース・ド・ラ＝ビュイーニュ『狩猟物語』（1377以前成立）、ガストン・フェビュス『狩猟の書』（1387～1391頃成立）、アルドゥアン・ド・フォンテーヌ＝ゲラン『狩猟宝典』（1394頃成立）である⁷⁾。著者はいずれもヴァロワ一族の宮廷とかかわりのある人物であり⁸⁾、貴族的な狩猟が著作の主要テーマとなっている。

『モデュス王とラティオ王妃の書』では貴族の狩猟の双璧とされる猟鳥と猟犬を用いた狩猟のほかに、道具を用いた狩猟が取り上げられている。『狩猟物語』も猟鳥と猟犬を用いた狩猟が主題である。これに対して、『狩猟の書』では猟犬を用いた狩猟と道具を用いた狩猟が取り上げられる。また、『狩猟宝典』は猟犬を用いた狩猟のなかでもっとも高貴とされる鹿狩りの書である。これら4点の狩猟書のうち『狩猟宝典』を除く3点は、16世紀なかばまで写本・版本が再生産され続け、狩猟書の権威として受容され続けた。⁹⁾

15世紀には、ラテン語の著作の翻訳や翻案なども含め、鷹狩りを中心に20点強の著作が登場した。アルトゥルシュ・ド・アラゴーナ『鷹狩り』(1443)やギヨーム・タルディフ『鷹狩り術の書』(1492/93)のように、ヴァロワ族の宮廷を核として狩猟書が成立する潮流も続いていた。¹⁰⁾1567年には、アラゴーナとタルディフの著作を含む15世紀のいくつかの鷹狩りの書を収録した集成本が刊行され、¹¹⁾1628年までに少なくとも4軒の版元から6度版を重ねるなど、長期にわたり受容された。¹²⁾

14～15世紀にヴァロワ族の宮廷を核として成立したこれらの狩猟書は、狩猟が法によって貴族のものと規定され、貴族文化としての枠をはめられたことによって、中世後期から近世初頭にかけて、一貫して帯剣貴族を中心に受容されていくことになる。¹³⁾

中世の書物の受容研究においては、二つの方法によるアプローチが可能である。一つは統計的手法を用いて財産目録や遺言、会計文書、写本に残された紋章や記述等から写本の所持者を特定することによって、書物を受容した社会層を明らかにすることである。フランスにおける書物と社会の研究は、20世紀後半に、A・シャルティエの「読書の社会史」研究など、アナール学派によって、おもに近世社会を対象として展開されてきた。そこでは数値に対する恣意的な解釈が懸念されながらも、統計的手法が頻繁に用いられてきた。¹⁴⁾中世についても、大半が版本ではなく写本であること、それゆえ総量が少なく、テキストや書物の形態も均質さを欠くこと、出版業者だけではなく写本製作工房や書籍商が存在することなど、近世と前提条件が異なるものの、

1960年代以降、アナール学派の影響のもとで統計的手法を用いた分析が試みられてきた。¹⁵⁾

二つ目は、完本だけでなく異本・抄本・版本も含めた書物の形態や内容を分析する方法である。それによって、誰によってテキストのどの部分が受容されるのか、あるいは、書物を受容する社会集団内部の人的関係がどのようなものか明らかにすることが可能になる。たとえば、2006年にブリュッセルで開催された「中世旧低地地方における貴族の蔵書」をテーマとする学会において、J・ヴァン＝デル＝ムーランは、集成本であるBNF fr.871に収録されたテキストの選択と、会計記録にもとづいた写本製作の経緯の分析等を通じて、後のイングランド王エドワード3世およびその母イザベル・ド・フランスと、エノー伯・ホラント伯家との間で婚姻を通じて結ばれた同盟と、対立するエドワード2世およびその寵臣の排除を目指す政治的意図を読み解いた。また、A・M・ルガレはエヴァール・ド・コンティ『チェスの愛』（1400頃）の写本の系統図を構築し、そこからヴァロワ＝ブルゴーニュ家と宰相ニコラ・ロラン（1376～1462）、クロイ家、ララン家などの交流関係を明らかにした。¹⁶⁾このような、一点あるいは複数の写本の分析を通じて、製作依頼者や製作者もしくは所持者の意図、あるいは書物を通じた個人と社会の関係を読み解く方法は、統計的手法による分析とは一線を画すものである。そこでは史料の選択や解釈がより恣意的になる危険性をはらんでいるが、写本の受容のあり方や流通経路、人的関係のある程度見通すことが可能である。

しかし、中世の狩猟書に限れば研究状況は異なっている。残存する写本の総数が少ない上に、中世から近世初頭の所持者が特定できるものは半数に満たないため、統計的手法を用いた分析はあまり行われてこなかった。¹⁷⁾ 狩猟書は、H・ヴェルト、G・ティランダーとその後継者、B・ヴァン＝デン＝アベルらによる校訂など、文献学を軸として、おもに文学（A・ストリューベル、Ch・ド・ソーニエ、ヴァン＝デン＝アベル）や図像学（Ph・メナール、V・リエーグルほか）において研究が展開されてきた。¹⁸⁾ そのため、史料として引用される際は、テキストや図像は所与の存在として扱われる事例が多かった。また、

正本(オリジナル)との異同がおもな関心の対象であったため、テキストの改変や削除といった行為を後代における書物の受容の一形態であると捉え、抄本や古版本まで射程に入れた受容史研究が行われることもあまりなかった。

中世後期から近世初頭にかけての帯剣貴族は、いかなる目的で狩猟書を受容したのだろうか。ステイタス・シンボルとして豪華彩色写本を作らせ、鑑賞するためだろうか。それとも、狩猟の実用知を得るためだろうか。たとえば、『モデウス王とラティオ王妃の書』の豪華彩色写本(BNF Arsenal 3079、3080)を所持していた近世の従騎士ニコラ・ガルニエは、ms.3079のf.192rに1590年11月10日から1597年9月17日までの間に三度この写本を読んだと記している。¹⁹⁾このことから、彼は日常的にこの写本を参照することはないが、少なくともテキストを何度か読み返す価値は見出していたことが分かる。小川智幸によれば、読む技術が変化して個人的な黙読が主流となり、都市と大学において書物の大量需要が発生した14～15世紀のドイツでは、従来の修道院ではなく都市内部で写本の量産態勢が整い、書籍商を通じて容易に写本が入手できるようになった。また、都市の経済発展や技術革新などにより、富裕な商人が人文主義者に蔵書を開放したり、実務書や文学書の写本が回ったりするなど、実際に読むことを目的とした書物が流通する時代だった。しかし、その時代においてもなお、羊皮紙に美しい書体で手書きされることが評価され、書物蒐集の目的も読むためではなく鑑賞の側面があったとも指摘されており、²⁰⁾フランスにおいても同じ状況だったと考えられる。しかし、知の器と鑑賞を主目的とするステイタス・シンボルという機能は二項対立的ではなく並存可能な要素であり、かつ、狩猟書の場合、写本に期待される機能はその二つだけではない。

筆者はこれまで、狩猟書の受容研究を行ってきた。たとえば、『狩猟宝典』のテキストの内容と他の史料や先行研究をもとに、14世紀のアンジューの在地領主とヴァロワ一族の狩猟や狩猟書を通じた人的紐帯について明らかにし、貴族個人や彼が所属する集団のアイデンティティや記憶を反映したあらたな狩猟書を著したり所持したりすることが、王侯貴族のサークルで関係を

築き強化する手段の一つであることを示唆した。²¹⁾このように、狩猟書が生み出され、受容される目的はより複雑である。

中世後期の俗語の狩猟書は帯剣貴族のサークルのなかで受容されるが、受容する人びとのサークル内での立ち位置は同じではない。王国の狩猟権を統括するフランス王と、彼を取り巻く王族その他の大諸侯。13世紀からの王権の伸張に伴い、時に大諸侯と対峙する王の忠実な手足として財務分野を中心に王国政治に参画して身分上昇を果たし、婚姻によって古くからの有力貴族家門と結びつく都市民出身の成り上がり貴族（anobli）。中世後期から近世初頭にかけての、王国内のパワーバランスがいまだ流動的な時代にあって、ヴァロワ族に認められてあらたに王国政治に参画し、さらなる上昇の機会を窺う在地有力領主たち。彼らの狩猟書受容の目的は、その立ち位置によって異なる。

受容のあり方が複雑化するいま一つの要因として、写本の形態もあげられる。西欧の写本は、専門の工房で写字生や装飾挿絵師ら複数の人間の手を経て製作された豪華彩色写本だけではなく、書物を必要とする人物が、紙を調達して自分の手で筆写し、装丁したものもまた「写本」である。A・ペトルッチは前者、すなわち専門の職人の分業体制により製作された、王侯や修道院による注文生産もしくは市場向けの、広範囲に流通するラテン語の豪華彩色写本を「マクロ流通本」、後者の一般市民により安価な紙に草書体で筆写され、写し手と周辺の子しい人物の間の狭い範囲で流通する俗語主体の写本を「ミクロ流通本」と呼んで区別している。²²⁾

本稿では、ペトルッチの上記分類の定義を俗語のフランス語の写本に援用して、工房で専門の職人によって製作されたマクロ流通本と、素人が筆写したミクロ流通本との違いも考慮しながら、以下の三点の写本を取り上げ、その内容や形態の分析を行う。写本の所持者たちは、狩猟書を受容するヴァロワ家を核とした帯剣貴族のサークルに属するが、王に重用された都市民出身の成り上がり貴族、サークルの中心に存在し狩猟権と狩猟知の統制を目指す王、王権の伸張に伴いあらたな支配者となったヴァロワ族に協力し、重用

された南仏の在地有力家門出身の貴族と、いずれも中世後期から近世初頭にかけてのヴァロワ族の宮廷を特徴付ける構成員である。三点の写本からは、彼らが狩猟書を受容する目的を読み取ることが可能である。それによって、当時のフランスの貴族文化の徴証として狩猟書が持つ機能の全体像を浮かび上がらせることを目指す。

1. ジャン2世の寵臣だった14世紀の成り上がり貴族(anobli)ロベール・ド・ロリス(1380頃没)旧蔵本とされるアンリ・ド・フェリエール『モデュス王の狩猟の書』²³⁾の抄本、シャンティイ城図書館所蔵ms.365。『モデュス王の狩猟の書』のうち、貴族的な狩猟である鹿狩りと鷹狩りの章のみが収録され、ロリス家の家紋が描かれた、貴族のステイタス・シンボルと狩猟知の媒体としての性格を併せ持つマクロ流通本である。

2. ギヨーム・タルディフ『鷹狩り術と猟犬の書』のうち、フランス王シャルル8世(1483～1498)旧蔵本とされるグラスゴー大学図書館所蔵の写本Hunter 269(U.5.9)。14世紀以来、フランス王自身が世俗の娯楽である狩猟を主題とする書物の献呈対象になったことはなかった。しかし、シャルル8世は、侍読タルディフに命じてみずからのために『鷹狩り術と猟犬の書』を書かせた。そして、版本が献上されたにもかかわらず、別途豪華彩色写本を製作させ、フランス王家とナポリ＝エルサレム王家の紋章を挿入した。狩猟権を支配する王の権力と権威を象徴する、威信財の機能を持つマクロ流通本である。

3. 自立志向が強いプロヴァンスの諸都市や在地領主たちの間にあって、あらたな支配者であるヴァロワ家に早くから協力した古い在地有力領主家系、グランドヴェ(グランデーヴ)家²⁴⁾旧蔵の、マルセイユ市立図書館所蔵の写本1009。16世紀前半にバルタザール・ド・グランドヴェによって筆写された(写字生が複数存在した可能性あり)。ジャン・ド・フランシエール『鷹狩りの書』(1458頃～1469頃成立)、アルトゥルシュ・ド・アラゴーナ『鷹狩り』(1443)、タルディフ『鷹狩り術と猟犬の書』および馬術の書などの集成本で、親族や狩猟仲間から得た狩猟知も書き込まれ、貴族の集合的記憶を反映したミクロ流通本である。

1. 貴族になるということ——ロベール・ド・ロリスの場合——

シャンティイ城図書館所蔵 ms.365 (260 × 200mm、ヴェラム紙27葉、14世紀後半成立)

(1) 貴族に成り上がった都市民

シャンティイ城図書館所蔵 ms.365 は、アンリ・ド・フェリエール『モデュス王の狩猟の書』の抄本である。この写本は英仏百年戦争の前半期にフランス王ジャン2世の侍従 (Chambellan) や顧問 (Conseiller) をつとめたロベール・ド・ロリスの旧蔵本で、マクロ流通本の範疇に入る。写本は、著作の成立後間もない14世紀なかばに製作されたと推定されている。ロリスは中世後期にしばしば見られる成り上がり貴族 (anobli) である。

まず、ロリスの経歴をR・カゼルらの先行研究²⁵⁾をもとに紹介する。ロリスは14世紀前半にパリで生まれた。彼はパリ商人頭エティエンヌ・マルセルのようなパリの有力家門出身ではなかった²⁶⁾が、頭脳明晰で学問を修め聖職者になった。1338年、フィリップ6世とその長子ノルマンディ公ジャン(のちのジャン2世)の公証人兼秘書になり、政治・外交分野でも頭角を現す。1346年に勘定方 (Maître des comptes)、ついで王宮長 (Maître des requêtes de l'Hôtel) に任命された。その後、クレシーの戦い(1346)の敗北を機に一時失脚したものの、間もなく復権してノルマンディ公の側近として重用された。

ロリスは1348年には還俗して騎士に叙任され、貴族の仲間入りを果たす。そして、パリの有力都市民で銀行家のピエール・デ・ゼサル (1349没) の娘ベルネルと結婚した。1351年にはジャン2世の支援によりノルマンディのエルムノンヴィルに領主領を獲得する。

ピエール・デ・ゼサルはノルマンディのルーアン出身で、兄マルセルとともにフィリップ4世時代末期にパリに移住し、財務卿アンゲラン・ド・マリニー(1260頃～1315)の庇護を得た。王侯の信頼が厚く、王国財政に深く関与し、1320年には貴族に叙せられる²⁷⁾。彼のもう一人の娘マルグリットは、

パリ商人頭エティエンヌ・マルセルの後妻になった。

1346年、クレシーの戦いでフランス軍がイングランド軍に大敗した後、ピエール・デ・ゼサルはスケープ・ゴートとして粛清の対象になり投獄された。懇意にしていたフランドル伯ルイ・ド・マール（1330～1384）の尽力により、翌年国庫にトゥール金貨5万リーヴルの罰金を納めて釈放された。その後復権を果たしたものの、1349年におそらくペストに罹患して没した。彼の死後、妻のジャンヌ・ド・パーシーが遺産の整理を行わずに銀行業を継続したが、翌年亡くなった。

ピエール・デ・ゼサルの遺族は、王国財政に深く関与していた彼の遺産を相続することに躊躇した。というのも、遺産の収支決算によって莫大な負債の存在が発覚した場合に背負うリスクが大きすぎたからである。マルグリットとペルネルの場合、持参金をすべて失う危険性があった。そのため、ピエールの存命の子8人のうち、マルグリットとエティエンヌ・マルセル後見下の3人の未成年の子を含む6人は相続放棄し、ペルネルともう一人の兄弟だけが財産の相続を決めた。

1352年、ロリスの尽力により、ジャン2世はピエール・デ・ゼサルの名誉を回復し、かつて罰金として徴収した5万リーヴルの返還を決定した。返還された巨額の罰金はすべてロリスとペルネルが相続し、あらたな領主領の購入や、王国の有力貴族家系と縁組を行うための原資となった。このことは当然、エティエンヌ・マルセルらとの関係に齟齬をきたした。

1350年代前半、ロリスはジャン2世の侍従兼顧問として重用されていた。しかし1354年、ヴァロワ家に敵対するナヴァール王シャルル2世²⁸⁾一派による王の寵臣シャルル・デスパリーニ²⁹⁾暗殺計画を事前に察知していたことが露見して王の不興を買い、教皇領アヴィニョンに逃れた。翌年5月に王に赦されたロリスは、それ以後おもに間諜としての役割を担い、ノルマンディ公となった王太子シャルル（後のシャルル5世）や、ノルマンディの最有力諸侯だったナヴァール王シャルルらの行動を監視し、王に報告していた。

1355年にジャン2世がポワティエでイングランド軍に大敗して捕虜になっ

たとき、ロリスはパリに残っていた。彼は王の側近の一人として政治責任を問われることになる。貴族に成り上がった彼はパリの都市民から見れば裏切り者だった。1358年にジャクリーの乱が起これと、ロリスの居城エルムノンヴィルは、ジャン・ヴァイヤン率いるパリ守備隊の襲撃を受けた。壮麗な城館は略奪に曝され、破壊された。ロリス一家は貴族であることを否定し、パリの都市民という本来の出自を愛すると誓って助命された。

1360年、ブレティニ＝カレー条約が締結され、イングランドからジャン2世が帰国した。しかし、同じ王の寵臣だったタンカルヴィル伯ジャン2世（1325～1382）らムラン一族とは異なり、ロリスがふたたび政治の表舞台に立つことはなかった。彼はその後も貴族として生き、1380年頃に没した。

ロリスの4人の息子は全員貴族としての人生を歩んだ。長男と四男は聖職者になり、次男と三男は騎士に叙任され、古くからフランス王の宮廷で要職を占めてきたシャティヨン家・モンモランシー家の女性と結婚した。

以上のように、ロベール・ド・ロリスは王の財務官僚として頭角を現し、その功績によって騎士に叙任された典型的な成り上がり貴族である。そしてひとたび貴族に上昇すると、領主領の購入と古い有力貴族家門との婚姻戦略によって貴族社会に溶け込もうとした。

(2) 成り上がり貴族の狩猟書

ロリスは狩猟書に何を求めたのだろうか。シャンティイ写本は、ティランダーによってテキストの不完全さが指摘されている³⁰⁾が、工房で製作され、彩色装飾はすべて施されており³¹⁾、写本の形態においては完成度が高い。植物文様などで全体が縁取りされたf.1rの冒頭には、鷹を手に騎乗した女性が先導する鷹狩りの一行の彩色挿画がある。下の余白部分には角笛を吹く男性と鹿に襲い掛かる猟犬が描かれ、右側の余白には金の盾型紋地に横三分割、中央が青のフェス、上下に赤の小鷲紋を三つ配したロリス家の紋章が付されている。また、f.1rとf.15rには極彩色の装飾頭文字が見られる。

『モデュス王の狩猟の書』の完本には、序文の韻文、貴族的な狩猟の双壁

である猟鳥と猟犬を用いた狩猟法、貧しい者向けの罾を用いた狩猟法、弓など飛び道具を用いた狩猟法、ラティオ王妃による動物などの道徳化、鳥と犬を用いた狩猟の優劣についての討論と、タンカルヴィル伯ジャン2世・ド・ムランによる評定などが含まれている。しかし、シャンティイ写本には、鹿狩り（Chap.3-32）と鷹狩り（Chap.89-113）の章しか含まれていない。言い換えれば、貴族の狩猟として代表的な鹿狩りと鷹狩りの手順や、鷹の訓練・維持管理にかかわる実用知だけが選択的に収録されているのである。

ロリスはこの写本を実際に読んだのだろうか。装飾の豪華さ、保存状態からすれば、普段使いのものではなく書斎で大切に保管されたと考えられる。しかし、自身が必要とする部分だけを選択して写本を作らせた事実を鑑みれば、少なくとも彼が『モデュス王の狩猟の書』の内容を知っていたことは確かである。

狩猟書の必要な内容だけを抜粋して工房で写本に仕立てるという行為は、中世においてはけっして珍しくない。シャンティイ写本と同様、『モデュス王の狩猟の書』のもっとも古い写本の一つとされるBNF fr.1299でも、序文の韻文、動物の道徳化（Chap.74-80）、鳥と犬の優劣に関する論争とタンカルヴィル伯による評定（Chap.117-118）、猟鳥の道徳化（Chap.138, 139）など、狩猟の実用知と直接関係ない内容は削除されている。

ガストン・フェビュス『狩猟の書』にも、『善き猟犬係』およびルイ・ド・グーヴィ『ヌーヴラン・ド・ヴェヌリ』という抄本が存在する³²⁾。『善き猟犬係』は、鹿狩りの手順とイノシシ狩り一部の手順を取り上げた章³³⁾によって構成されている。『ヌーヴラン・ド・ヴェヌリ』はヴァロワ一族のアランソン公³⁴⁾のために製作された抄本だが、猟犬係の修行と鹿狩りの手順の章が収録され、イノシシ狩りは除外されている³⁵⁾。どちらにも共通しているのは、当時平民の狩猟法とされた罾猟で用いる道具の作り方の章が削除されたことである。

このように、狩猟書の写本は工房で製作される場合でもしばしば内容の取舍選択が行われており、たいいていの場合、鹿狩りや鷹狩りのような貴族的な狩猟の技法やそれに付随する実用知が重視された。『善き猟犬係』と『ヌー

ヴラン・ド・ヴェヌリ』の場合、狩猟の技法とは関係のない著者ガストン・フェビュスの貴族イデオロギーが反映された序文や、鹿の生態にかんする章およびブルゴーニュ公への献辞であるエピローグは完全に削除されている。

ロリスはなぜ貴族的な狩猟だけ記した写本を製作させたのだろうか。彼の主君ジャン2世と、その取り巻きであるタンカルヴィル伯ジャン2世・ド・ムランやガース・ド・ラ＝ピュイーニュらは皆狩猟を好んだ。タンカルヴィル伯は狩猟権と深くかかわる王国の治水林野行政を掌握しており、当代きっての狩猟の名手としても知られ、『モデュス王の狩猟の書』、『狩猟物語』、『狩猟宝典』にその名が登場する人物である。タンカルヴィル伯とガースは生まれながらの貴族で、幼少から猟鳥や猟犬を用いた貴族的な狩猟をたしなんでいた。都市民の息子にすぎなかったロリスにとって、貴族になることとは、たんに騎士叙任されて領主領を獲得し、名家と縁組を行うことだけではなかったはずである。生まれながらの貴族であるほかの王の取り巻きたちのように狩猟をたしなみ、貴族的な狩猟知を記した彩色写本を仕立て、そこに貴族の証であるロリス家の紋章を描かせることもまた重要なことだった。つまり、ロリスは狩猟知の媒体と、ステイタス・シンボルとしての機能の双方を求めてこの写本を作らせたと考えられる。

2. 狩猟書を書かせ、写本に仕立てること——シャルル8世の場合——

グラスゴー大学図書館所蔵 ms.Hunter 269 (226×147mm、羊皮紙100葉、北フランス15世紀末成立)

(1) 15世紀末から16世紀初頭の写本と版本の位置

つぎに、版本が流通しはじめた15世紀末に、王侯があらたな狩猟書とその写本を製作させた事例について検討する。

小川知幸によると、³⁶⁾ドイツ語圏では15世紀中葉に活版印刷術が導入され、インキュナブラ（初期揺籃本）が大量に生産されたが、写本の製作がもっとも活発であったのも、じつはこの時期であった。また、版本にも写本と同様

に手書きの装飾が施されていた。³⁷⁾15世紀後半の社会において、「写本と印刷本は併存し、影響し合っていた」のである。しかし、版本と写本は等価ではなかった。版本は、製作に膨大なコストと時間がかかる写本の代用品としての役割を担っていたのである。

言い換えれば、15世紀後半のドイツ語圏ではインキュナブラは写本のステイタスにまだ及ばなかったのである。それはフランスにおいても同様であったと考えられる。この時代、シャルル8世のラテン語教師であり、ギョーム・タルディフのライバルでもあったロベール・ガガン（1433～1501）は、自著の版本ではなく写本（BNF fr.728）を王に献呈していた。また、当代きっての写本の蒐集家であったフランドル貴族ルイ・ド・ブリュージュ³⁸⁾（1422～1492）は、ヴァロワ＝アンジュー家のルネ1世（1409-1480）が著した『馬上槍試合の書』の写本（BNF fr.2692）をシャルル8世に贈っている。こうした状況は16世紀になってもなお続いていた。南仏では1520年代初頭までアラゴナ『鷹狩り』の写本が繰り返し製作・販売され、³⁹⁾フランドル都市のブルッヘやヘントでも写本製作が活発に行われていた。版本の時代になっても写本の需要は根強く残っていたのである。

ロベール・ド・ロリスが『モデウス王の狩猟の書』の写本を作らせてから約120年後、シャルル8世は侍読のタルディフに狩猟術の簡略本を執筆するように命じた。それまで、フランス王はジャン2世のように王子のために狩猟書の執筆を依頼したことはあっても、王自身に狩猟書が献呈された記録は残されておらず、蔵書目録への狩猟書の記載も皆無だった。これは、世俗の娯楽である狩猟に耽溺することが王の務めにふさわしくないと聖職者から批判されていたことが背景にあると考えられる。王侯貴族が狩猟中の事故で亡くなることはスキャンダルであり、つとめて隠蔽された。しかし、シャルル6世時代以降、狩猟や狩猟にかかわるアイテムが王家のイメージ戦略に利用され、ルイ11世からシャルル8世への代替わりの際には、王権の象徴の一つとして狩猟司が継承されるまでになり、狩猟権を統括する王のイメージが前面に押し出される時代になっていた。⁴⁰⁾

著者タルディフも、それまでの狩猟書の著者とは一線を画していた。彼はロリスと同様平民出身だったが、貴族身分を得ることはなく、『鷹狩り術と獵犬の書』の序文とあとがきからは、狩猟への愛着はまったく読み取れない。人文主義者の彼は、自身の実体験を記すのではなく、モアミンの鷹狩りの書をはじめ、地中海世界で成立したラテン語の著作を収集・参照し、周囲の狩猟に詳しい人びとに知識の有効性を確認した上で1冊の俗語の本にまとめた。揺籃期の印刷業界と関係が深かったタルディフは、⁴¹⁾1493年1月にパリのアントワヌ・ヴェラルの印刷工房で刷らせた版本を王に献呈した。シャルル8世は、狩猟書の翻訳などよりもっと有用な、本来のつとめに戻る、と記された侍読のあとがきとくに気分を害した様子もなく、『鷹狩り術と獵犬の書』を大切にした。

14世紀以来、何点も俗語の狩猟書が著され、いまだに世に出回っている中世末期のフランスにおいて、自分のために書かせた狩猟書を所持することによどのような意味があったのだろうか。当時狩猟は貴族を中心とした、特権を持つ者だけに許された行為だった。また、近世に向けて、王権が身分統制も視野に入れつつ狩猟の支配と統制を強化しようとしていた時期でもあった。『鷹狩り術と獵犬の書』は、狩猟を行う権利と空間を支配するフランス王のために書かれたものであり、王の権威と権力を象徴していた。また、当時フランス王家はヴァロワ＝アンジュー家からナポリ＝エルサレム王位の継承権を受け継ぎ、イタリア遠征の機運が高まっていた時期だった。文化的にもイタリアへの関心は高く、タルディフはクインティリアヌスの影響を受けた自著『雄弁術大要』（1483）のほか、ポッジョ・ブラッチョリーニ、ロレンツォ・ヴァッラ、ペトラルカらの著作の翻訳を刊行したりするなど、イタリア人文主義の影響を強く受けていた。⁴²⁾『鷹狩り術と獵犬の書』にも、地中海地域由来の狩猟知が集積されており、その意味では舶来の最新の知の潮流をいち早く取り入れた著作である。しかしシャルル8世は、たんに自分のために舶来の知識を収めた狩猟書を書かせただけでは飽き足らず、さらに箔をつけようと、写本を製作させたと考えられる。

(2) グラスゴー写本の最初の所持者と成立年代

グラスゴー写本は、写本製作に携わる専門の工房で製作されたマクロ流通本で、収録されているのはタルディフ『鷹狩り術と獵犬の書』のみである。写本には彩色が施され、金地の装飾文様で縁取られたページが5 (f.1r, f.6r, f.42r, f.81r, f.90r)、余白に獵鳥や獵犬が描かれているページが79ある。テキストの書体(ゴシック・バスタルダ体)とレイアウトは、同じくシャルル8世旧蔵本と推定され、ロベール・ガガンの工房で製作された『モデュス王とラティオ王妃の書』(ジュネーヴ大学所蔵ms.168)⁴³⁾の書体にひじょうに近い。このことから、グラスゴー写本が、シャルル8世の注文を受けて、『モデュス王とラティオ王妃の書』と同じ工房で製作された可能性があり、今後の詳細な研究が待たれる。

グラスゴー写本の所持者と成立年代に関しては明確な記録が残されていないが、第1葉表の下部には、一つの王冠の下に、サン・ミシェル騎士団⁴⁴⁾の帆立貝型の金鎖の首飾りに縁取られたフランス王家の百合の盾形紋章と、下部に銘が記されたフランス＝エルサレム王家の盾形紋章が並置して描かれている。同様の紋章がシャルル8世旧蔵本とされるBNF ff.5080の見返しに存在することから、グラスゴー写本は、シャルル8世が所有者であった可能性がきわめて高い。また、最終的な成立年代は、シャルル8世がエルサレム王として戴冠した1494年3月以降と推定される。⁴⁵⁾

(3) 威信財としての狩猟書の写本

『鷹狩り術と獵犬の書』のグラスゴー写本の成立と初版刊行は、どちらが先だったのだろうか。

タルディフがシャルル8世に献呈したほかの著作はすべて版本であることから、『鷹狩り術と獵犬の書』も版本が王に献呈されたと考えられる。では、同じくシャルル8世所蔵と推定されるグラスゴー写本と初版の間にはどのような関係があるのだろうか。

テキストの内容にかんしては、双方で扱われている狩猟に関する項目はほぼ同じである。しかし『鷹狩り術の書』および『獵犬の書』それぞれの第1部と第2部のプロローグ、『獵犬の書』のエピローグの内容に違いがあり、さらにいくつかの単語が異なっている〔資料3参照〕。また、初版の文体が簡潔であるのに対して、グラスゴー写本はやや冗長である。こうしたことから、初版とグラスゴー写本のテキストは、異なる人物によって手掛けられたことがわかる。⁴⁶⁾どちらがタルディフの幻の草稿に近いのかは、今となっては不明である。

成立年代にかんしては、グラスゴー写本の最終的な成立年代は1494年以降と考えられるため、1493年に刊行された初版よりも後に製作されたことになる。仮にそうであるとすれば、シャルル8世は、なぜすでに所持している『鷹狩り術と獵犬の書』の写本をわざわざ作らせたのだろうか。

これまで見てきたように、14世紀のフランス語の狩猟書は、ヴァロワ＝ブルゴーニュ家やヴァロワ＝アンジュー家ゆかりの書物である。そして、ヴァロワ＝ブルゴーニュ家には、14世紀のフランス語の狩猟書をはじめ、神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世『鳥とともに行う狩猟術について』のフランス語訳の抄本など、狩猟術の豪華彩色写本がいくつも所蔵されていた。シャルル8世の義兄ボージュー領主ピエール・ド・ブルボン⁴⁷⁾は、母方の伯父にあたるフィリップ善良公の宮廷で幼少時代を過ごした。また、シャルル8世は最初、ブルゴーニュ女公マリー（1457～1482）の遺児マルグリット・ドートリッシュ（1480～1530）と婚約していた。⁴⁷⁾このことから、シャルル8世がヴァロワ＝ブルゴーニュ家の蔵書と、そこにあるさまざまな狩猟書の存在を知っていた可能性は高い。

シャルル8世は書物への関心が高く、15世紀前半に一度散逸した⁴⁸⁾王家の蔵書を増やそうとしていた。狩猟書も蒐集対象となり、前述の『モデュス王とラティオ王妃の書』の写本（ジュネーヴ大学所蔵ms.168）を所持していた。第1葉表の口絵には、モデュス王とラティオ王妃に扮したシャルル8世と妃アンヌ・ド・ブルターニュ（1477-1514）が描かれている。シャルル8世は

王家を象徴する青地に金の百合文様の衣装を身に纏って家臣たちに狩猟の教えを説いている。こうしたことから、シャルル8世があたらしく自分のための狩猟書執筆を侍読に依頼することに抵抗はなかったと考えられる。また、いまだ写本の代用品にすぎなかった版本を所持するだけでは飽き足らず、あらたに豪華彩色写本を製作させることも不思議ではない。15世紀末においてもなお、自分のために書かれた狩猟書を豪華彩色写本に仕立てて所持することは、きわめて特権的なことだった。

しかしグラスゴー写本がシャルル8世旧蔵本であるとすれば、それはたんなる貴族のステイタス・シンボルではない。13世紀以来狩猟の支配・統制を目指してきたフランス王が自ら依頼してあらたなテキストを執筆させ、工房で豪華彩色写本を製作させたのである。それは、中世初期以来の聖職者による狩猟批判を越えて、狩猟司が王権の象徴の一つとみなされるに至った15世紀後半のフランスにおいて、狩猟権と狩猟知を支配する王の権力と権威を表象する威信財として機能したのである。

3. 知識と記憶の集積 ——グランドヴェ家旧蔵本の場合——

マルセイユ市立図書館所蔵ms.1009 (272×182mm、紙、149葉、16世紀前半成立)

(1) 複数の著作の集成本

最後に、近世初頭の貴族が製作・所持したマイクロ流通本を取り上げる。

『鷹狩り術と獵犬の書』の写本は、グラスゴー写本のほかにもう1点存在する。すなわちマルセイユ市立図書館所蔵ms.1009である。この写本は、マイクロ流通本のグラスゴー写本と対照的な、素人が自分のために筆写したマイクロ流通本であるが、紛れもなく中世の狩猟書の写本の特徴を持ち合わせている。

マルセイユ写本には、「Montblanc」による前書き (f.1r)、ジャン・ド・フランシエール『鷹狩りの書』(f.2r-48r)、アラゴーナ『鷹狩り』(f.54-82v、104-105v、121v-122r?)⁴⁹⁾、ピエール・ド・グランドヴェ＝フォーコンから得

た鷹の治療法の覚書 (f.83r)、タルディフ『鷹狩り術の書』 (f.86-103v、106-108v)、同『獵犬の書』 (f.119-121v)、アントワヌ・ド・グランドヴェ＝プリエールから得た獵犬の治療法の覚書 (f.121v)、そして馬医術の書 (f.124-144v) などが収録されている。素人の写字生によるランダムな筆写、狩獵仲間の親族から得た狩獵知の挿入などは、ミクロ流通本の典型である。

マルセイユ写本成立の経緯については、グラスゴー写本と同様文献が残されていない。写本に献辞や奥付は存在しないが、f.1rに所持者の手掛かりとなる「Montblanc」という署名がある。また、f.41rに「Balthesar de Glandesves」という、フランシエール『鷹狩りの書』を筆写した人物の名が記されている。さらに、f.83rに「le prothonotere dict Pierres de Glandesves, bon fauconier」（「使徒座書記官ピエール・ド・グランドヴェ、すぐれた鷹匠」）から聞いた鷹の病気の治療法が記されている。⁵⁰⁾ また、f.121vには、G・タルディフ『獵犬の書』の追記として、「Antoine de Glandesves, sire de Pourrieres disant estre aprouvée」（「プリエール領主アントワヌ・ド・グランドヴェが効くと言っている」）獵犬の傷病の治療に関する記述がみられる。このことから、写本の成立にはプロヴァンス貴族のグランドヴェー族が関与していることが明らかである。

マルセイユ写本に収録された狩獵書と馬医術の書のテキストについては、いまだ本格的な文献学的研究は行われていない。タルディフ『鷹狩り術と獵犬の書』にかんしては、語彙レベルではグラスゴー写本よりもむしろ版本に近い。⁵¹⁾ しかし、マルセイユ写本のみで用いられているプロヴァンス方言⁵²⁾ も存在することから、グラスゴー写本と同様、現存しない写本が底本になっている可能性も考えられる。いずれにしろ、バルタザールがフランス王家からグラスゴー写本を借り出して筆写できる可能性は低く、二つの写本の間に直接的なつながりは無いとみるのが自然だろう。

F.121vで言及されているアントワヌ・ド・グランドヴェは、グランドヴェ＝プリエール家の出身で、1534年に父ルイの跡を継いでプリエールおよびピュジェ＝レ＝トゥーロン領主になった人物とみられる。⁵³⁾ このことから、マルセイユ写本の完成時期は1534年以降とみてよいだろう。

(2) マルセイユ写本の写字生は誰か

グランドヴェ家はオート＝プロヴァンスの古い在地有力領主家系で、その起源は8世紀にまでさかのぼる。一族の傍系がモンブラン⁵⁴⁾、フォーコン、プリエールなどを領有していた。一族は1380年から1482年までプロヴァンスを支配したヴァロワ＝アンジュー家と関係が深く、15世紀前半に宮廷の要職に登用された数少ないプロヴァンス貴族家門の一つだった⁵⁵⁾。1500年にはグランドヴェ＝フォーコン家のマルグリットがルネ1世の非嫡出子ポン＝タムソン候ジャン（1475頃～1536）に嫁いでいる。⁵⁶⁾マルグリットの父レモンは1480年のプロヴァンス伯領の王領編入の際にフランス王家に協力し、1481年にドーフィネ総代官、1489年にシャルル8世の侍従およびローマ大使に任命された。⁵⁷⁾

1543年、バルタザール・ド・グランドヴェ（1573没）がモンブラン領主になる。バルタザールは16世紀第1四半期の生まれで、ヴィルヴィエユも領有していた。いっぽう、同時代にグランドヴェ＝フォーコン家にも、ルゴンおよびシャトヌフ領主のバルタザール（1539没）という人物が存在する。彼の父ピエール⁵⁸⁾（1559頃没）は、上述のレモンの息子で、はじめ聖職者になり、エクス司教座聖堂参事会員、使徒座書記官（protonotaire apostolique）などを歴任したが、兄の死を受けて還俗し、フォーコン⁵⁹⁾などの所領を相続した。還俗後もピエールは親族から「protonotaire」と呼ばれていた可能性が高く、マルセイユ写本f.83rで言及されるピエール・ド・グランドヴェはこの人物と推測される。

マルセイユ写本に収録されたフランシエール『鷹狩りの書』は、どちらのバルタザールが筆写したのだろうか。写本のf.1rに署名したモンブラン領主のバルタザールが、他の狩猟書とあわせて長期間にわたって筆写して所持したと考えるのが自然である。ただ、マルセイユ写本については、マイクロ史料による調査のみで、実見調査を行っていないため、写本は後年複数の異なる著作を合本したのか、一冊の帳面に複数の著作を書き継いだものか確認で

きていない。そのため、ルゴンおよびシャトースフ領主のバルタザールが筆写し、父ピエールから得た狩猟知を書き留めた可能性もわずかながらある。グランドヴェ＝フォーコン家のバルタザールは、1539年に父親に先立って死去しており、彼の死後に写本がグランドヴェ＝モンブラン家に渡った可能性も考えられなくはない。いずれにせよ、完成時のマルセイユ写本が、モンブラン領主のバルタザールのもとにあったことは確かである。

(3) 集成本 Compilation としてのマルセイユ写本

マルセイユ写本には二つの特徴がある。一つは、ミクロ流通本であることである。個人の使用目的で製作されているため、字体は奔放で、ところどころ訂正された痕跡がある。また、グラスゴー写本のように原著のテキストに忠実ではなく、写字生自身が必要と判断した部分だけが適宜筆写されている。先に筆写したほかの著作に類似した内容や、既知の項目は省略されている。そのいっぽうで、親族から得た知識が加筆されている。つまり、マルセイユ写本には、先行する著作の狩猟知に加えて博識な狩猟仲間から得た狩猟知、言い換えれば彼らと共有する狩猟の記憶が記されており、⁶⁰⁾バルタザール・ド・グランドヴェ個人のための写本、すなわちミクロ流通本としての性格が強いのである。

写字生によってテキストの不要な部分が省略されるのは、他の狩猟書の写本にも見られることである。たとえばル＝マン、ルイ・アラゴン・メディアライブラリー所蔵のms.79には、他の著作とともにエメ・カシアン『鷹狩り』の一部の内容だけが筆写されている。⁶¹⁾こうした狩猟書において、写字生の関心はおもに猟鳥や猟犬の怪我や病気の治療法や処方箋などの知識である。彼らは必要と判断すれば底本に忠実に筆写し、時には自分のことばに置き換えたり要約したりする。また、底本にない知識を書き足したり、不要なものを省略したりする。個人が筆写した写本の場合は、とくにこうした取捨選択が顕著である。著作権の概念が存在しない中世の写本文化においては、このようなテキストの変容は日常的に起こりうることである。知識はつねに写し手

にとってより良いものに改変・更新されてゆくものであり、狩猟書においても例外ではない。そして、個々の写本は所持者の個性を反映するものに変貌してゆく。

二つ目の特徴は、写本に複数の狩猟書と馬医術書が含まれていることである。狩猟も馬術も、当時の貴族に必須の素養であることから、マルセイユ写本はたんなる狩猟書というだけではなく、貴族のためのマニュアル本という性格を帯びているのである。

狩猟書の集成本は他にも存在する。たとえば、先にあげたル＝マン写本のほか、モンペリエ大学図書館医学部門所蔵の写本H453⁽⁶²⁾およびH459、そしてBNF fr.2004、BNF fr.25342があげられる。集成本が成立する経緯は、もとは別個の独立した写本を合本する場合や、一冊の帳面に必要な複数の著作をまとめて筆写する、あるいは工房で製作させるなどさまざまである。いずれにしても、そこに所持者の何らかの意図が反映されている。狩猟書の写本の場合は、複数の著作の狩猟知を一つにまとめようとする意図にもとづいて成立している。

マルセイユ写本は、シャンティイ写本やグラスゴー写本のような、貴族の証である紋章が描かれ、装飾に贅を尽くしたマクロ流通本ではない。プロヴァンスの在地有力領主家系の一員が、書物や狩猟仲間の親族から得た狩猟知を自分で筆写した書物である。しかし、狩猟が貴族や特権を持つ者だけ許された行為であることを考えれば、狩猟知と、親族を中心とした貴族の狩猟仲間から得た情報が記され、貴族の集会的記憶を形成する媒体としての機能を持つこの写本もまた、貴族文化の産物である。

おわりに

本稿で取り上げた三点の写本の所持者は、フランス王に仕えた成り上がり貴族、狩猟権と狩猟知の支配を目指すフランス王、あらたな支配者であるヴァロワ家に協力した南仏の在地有力領主家系に連なる貴族と、中世後期から近

世初頭にかけて、狩猟と狩猟書の写本を媒介とした、ヴァロワ家とそれを取り巻く帯剣貴族のサークルを特徴付ける人びとである。

彼らが狩猟書の写本を所持する目的は、サークル内における立ち位置によって異なっていた。ロベール・ド・ロリスにとって狩猟書の写本は貴族身分を象徴するステイタス・シンボルかつ知の媒体であり、シャルル8世にとっては知の媒体であるとともに、狩猟権と狩猟知を支配する王の権威と権力を象徴する威信財、バルタザール・ド・グランドヴェエにとっては、既存の狩猟知だけでなく親族から得た情報などを記した、狩猟を通じた貴族の集会的記憶を形成する媒体である。彼らの写本は、中世後期から近世初頭にかけてヴァロワ家を核として展開されるフランスの貴族文化の徴証として俗語の狩猟書が持つ特徴のいずれかを反映しており、それらを重ね合わせることで全体像が見えてくる。三人の狩猟書の所持者は、マクロ流通本、ミクロ流通本の違いにかかわらず、こうした貴族文化の枠組みから逸脱することなく、みずからの立ち位置にもとづいて、個人あるいは所属集団のアイデンティティを投影した「私の」狩猟術の写本を作り上げていったのである。

[注]

- 1) 1396/97年1月の王令および1413年5月の『王国の統治全般についてのシャルル6世の王令』（通称「カボシュ勅令」）。*Ordonnances des rois de France de la troisième race, recueillies par ordre chronologique*, T.VIII, l'Imprimerie royale, 1750, p.117-118 ; *ibid.*, T.X, p.129, 133-134.
- 2) 堀越宏一『ものと技術の弁証法』岩波書店、2009年、174～178頁、頼順子「中世後期の狩猟と狩猟書」、博士論文、大阪大学、2010年（未刊行、以下頼、2010年と略記）、5～17、39～71頁、同「15～16世紀フランスにおける狩猟書の受容——アルトゥルシュ・ド・アラゴーナ『鷹狩り』を例に——」『関西大学西洋史論叢』第16号、2013年、34～35頁。
- 3) 中世のフランス王にとって狩猟は長らく私的な娯楽であり、馬上槍試合のように宮廷の祝祭など公的な場で催される行事とは一線を画していた。中世後期のヴァロワ家と狩猟の関係の変化については、頼、2010年、12～17、62～71頁参照。

- 4) 藤崎衛(監)、内川勇太訳「第四ラテラノ公会議(1215年)決議文翻訳」第21条、『クリオ』第29号、2015年、104-105頁。
- 5) 中世の世俗世界では俗語による口承文化の伝統が根強く残っており、王侯もその例外ではなかった。フランス王は侍読の朗読と書記による口述筆記に頼っていたが、シャルル5世の時代から、文字文化への移行に伴う文書量の増加によって、俗語で作成された文書を王自身が黙読し、加筆・修正と署名を行うスタイルに移行していった。このことは、ヴァロワ一族をはじめ王侯の俗語の書物収集にも影響を与えた。R・シャルティエ編(長谷川輝夫訳・解題)『書物の秩序』文化科学高等研究院出版局、1993年、178-185頁。中世の書物の機能と、書物を媒介とし、王侯を核とした書物ネットワークについては、堀越、前掲書、197～199頁、頼、2010年、74～84頁参照。
- 6) 西欧中世の狩猟書の歴史については以下の著作を参照のこと。SMETS, A. et B. VAN DEN ABEELE (以下VDAと略記), « Manuscrits et traités de chasse français du Moyen Âge. Recensement et perspectives de recherche », *Romania*, 116, 1998, p.318(以下« Manuscrits et traités de chasse français du Moyen Âge »と略記)。
- 7) 本稿では以下の校定版を参照した。Henri de Ferrières, *Les livres du roy Modus et de la royne Ratio*, éd., G. Tilander, T.I, Société des anciens textes français, 1932; Gace de la Buigne, *Le roman des deduis*, éd. Å. Blomqvist, (Studia romanica holmiensia edenda curavit Gunnar Tilander III), 1951; Gaston Phébus, *Livre de chasse, édité avec introduction, glossaire et reproduction des 87 miniatures du manuscrit 616 de la Bibliothèque nationale de Paris*, éd., G. Tilander, (Cynegetica 18), Johansson, 1971; Hardouin de Fontaine-Guérin, *Trésor de vénerie composé l'an M.CCC.LXXXX.IV par Hardouin, seigneur de Fontaines-Guérin*, éd., H. Michelant, Rousseau-Pallez, 1856.
- 8) アンリ・ド・フェリエール(生没年不詳)はノルマンディのフェリエール＝サン＝ティレールを本拠とし、領有するブルトゥイユの森でフランス王が行う狩猟に随行していた古い貴族家系の出身と推定されている。*Les livres du roy Modus*, p.LIII-LIV. ガース・ド・ラ＝ビュイーニュ(1328頃～1380頃)もノルマン貴族で、ヴァロワ朝のフィリップ6世(位1328～1350)からシャルル6世(位1380～1422)の治世初期まで宮廷礼拝堂付首席司祭を務めた。ポワティエの戦い(1356)で捕虜となりイングランドに連行されたジャン2世の依頼を受けて、同じく捕虜となった王の四男フィリップ(後のブルゴーニュ公フィリップ2世、1342～1404)のために『狩猟物語』を著した。HASENOHR, G., « Gace de la Bigne, maître chapelain de trois rois de France », *Études de langue et de littérature du Moyen Âge offertes à Félix Lecoy par ses collègues, ses élèves et ses amis*, Champion, 1973, p.181-192. フォワ伯・ベアルン副伯ガストン・フェビュ

ス(1331～1391)は南仏の領邦君主で、妃のアニエス・ド・ナヴァール(1334～1396)を通じてヴァロワ家と縁戚関係にあった。著作はブルゴーニュ公フィリップ2世に献呈された。アルドゥアン・ド・フォンテーヌ＝ゲラン(1399没)は、アンジューの在地有力領主ビュエイユ家と縁戚関係にある古い貴族家系出身で、ヴァロワ族のアンジュー公ルイ2世(1377～1417)に仕え、『狩猟宝典』を献呈した。MICHELANT, *ibid.*, p. XI-XII ; BRUNELLIÈRE, J., « Gaston Fébus et Hardouin de Fontaines-Guérin: deux approches des sonneries de chasse au XIV^e siècle », dans *Musique·Images·Instruments 7 : Écoles et traditions régionales 2e partie*, CNRS, 2005, p.149-150.

- 9) 『モデュス王とラティオ王妃の書』の現存する古写本は37点(うち『モデュス王の狩猟の書』のみが収録された写本が6点)。版本は1486年～1560年間に異なる版元から10度刊行された。『狩猟物語』の古写本は21点。版本(抄本)は『狩猟の書』との集成本が16世紀第1四半期に2度刊行された。『狩猟の書』の古写本は46点。版本は16世紀第1四半期に3度刊行された。『狩猟宝典』は古写本2点のほか、17世紀の抄本が1点存在する。頼、2010年、33～34頁(一部書誌情報を更新)。
- 10) タルディフについては本稿2参照。アルトゥルシュ・ド・アラゴーナはヴァロワ＝アンジュー家のルネ1世(1409-1480)に仕えたシチリア貴族。1442年にイタリア遠征に失敗したルネ1世に従ってプロヴァンスに移住した。古写本は9点。うち、15世紀の写本2点(Le Mans, Médiathèque Louis Aragon 79, Montpellier, Bibliothèque interuniversitaire, Section médecine, H459)には、ヴォーデモン伯アントワヌ(ルネ1世の女婿フェリー2世・ド・ヴォーデモンの父親)への献辞がある。頼「15～16世紀フランスにおける狩猟書の受容」37～38頁。
- 11) タルディフの原著『鷹狩り術と獵犬の書』では、獵犬を用いた狩猟も扱われていたが、集成本では鷹狩り術の書のみが収録された。
- 12) 頼、2010年、33頁。
- 13) 筆者は現存する14世紀の4点の狩猟書の写本とその書誌情報、19世紀以降に刊行された70名の蔵書目録や財産目録などをもとに、中・近世における狩猟書の所持者の分析を行った。現存する写本106点のうち、所持者が判明したのは約半数である。また、70名分の目録のなかで狩猟書が記載されていたのは25名。いずれもその大半は帶劍貴族である。頼、2010年、92～94、cxlv～cliii頁参照。
- 14) 書物の社会史における研究史はシャルティエ、前掲書、214-277頁を参照。
- 15) G・アズノールやP・アキロンが中世のさまざまな社会層の蔵書分析を行う際に用いた。*Histoire des bibliothèques françaises*, T.I, *Les bibliothèques médiévales*

du VI^e siècle à 1530, Éditions du Cercle de la Librairie / Promodis, 1989, p.215-263, 287-309.

- 16) 学会の成果は *Le Moyen Age*, T.CXIII, 2007 に掲載された。
- 17) 注 13 参照。
- 18) 西欧中世の狩猟書の歴史およびおもな研究史・研究動向については、以下を参照されたい。SMETS et VDA, « Manuscrits et traités de chasse français du Moyen Âge » ; Id., *La Littérature cynégétique*, Turnhout, Brepols, 1996 (Typologie des sources du Moyen Âge occidental, fasc.75). 狩猟書の文学的系譜については STRUBEL, A. et Ch. de SAULNIER, *La poétique de la chasse au Moyen Age: Les livres de chasse du XIV^e siècle*, PUF, 1994; VDA, *La Littérature cynégétique*, p.31-56 に詳しい。その他の研究史については頼、2010 年、20～23 頁参照。
- 19) ニコラ・ガルニエは 1590 年にセネルボンのロベールという人物の遺品であるこの写本を 20 ソルで買い取った。その後 1599 年からヴィレルスおよびメニエールのバロン、ニコラ・ド・フォートロー (1550 頃～1612) に仕えたが、主君が写本を見たがったので貸したところそのまま奪われてしまった。1612 年の主君の死後、その息子ニコラに代替わりしても写本は返却されず、結局 1639 年、高齢を理由に、ニコラの息子レニエに譲渡することに同意し、経緯を写本に記した。TILANDER, G., *Les manuscrits des livres du roi Modus et de la reine Ratio*, Håkan Ohlsson (Lunds universitets årsskrift, n.f., avd. 1, Bd 28, Nr 5), 1932, p.112.
- 20) 小川智幸「中世後期の手写本制作——15 世紀におけるハーゲナウのラウバー工房——」『木這子：東北大学附属図書館報』第 31 巻第 4 号、4～5 頁。
- 21) 頼「14 世紀アンジュー貴族の狩猟を通じた人的紐帯 アルドゥアン・ド・フォンテヌ＝ゲラン『狩猟宝典』を例に」『パブリック・ヒストリー』第 13 号、52～64 頁。
- 22) PETRUCCI, A., « Pouvoir de l'écriture, pouvoir sur l'écriture dans la Renaissance italienne », *Annales. E. S. C.*, 43^e année, N. 4, 1988, p.825-828 ; 大黒俊二『声と文字』岩波書店、2010 年、249～260 頁参照。
- 23) 『モデュス王とラティオ王妃の書』(全 259 章) は、平時の貴族のたしなみである狩猟のマニュアル本『モデュス王の狩猟の書』(全 139 章) と 14 世紀なかば頃の百年戦争によるフランス王国の試練を寓意的に描いた『災厄の夢』の 2 部からなる。
- 24) 家名の発音は f.l.r の綴り « Glandesves » に従えば一族の本領と同じ「グランデーヴ」であるが、現在の呼称「グランドヴェ」(Glandeves)に統一した。
- 25) CAZELLES, R., *Étienne Marcel: champion de l'unité française*, Tallandier, 1984,

- p.69-70, 88-96, 122; AUTRAND, F., *Charles V*, Fayard, 1994, p.94-95, 140-142, 146, 323 et *passim*.
- 26) カゼルは、父親は居酒屋を営んでいたと推測している。
- 27) CAZELLES, *op.cit.*, p.67-68.
- 28) ナヴァール王シャルルは、カペー朝のシャルル 10 世の長女でフランス王位継承から排除されたナヴァール女王ジャンヌ 2 世 (1311 ~ 1349) と、フィリップ 3 世の男系子孫エヴルー伯フィリップ (1306 ~ 1343) の長子。
- 29) シャルル・デスパルニユ (別名シャルル・ド・ラ・セルダ) はカステーリャ王アルフォンソ 10 世の子孫。1303 年、祖父アルフォンソ (1270 ~ 1324) はその叔父サンチョ 4 世 (1258 ~ 1295) に王位継承権を剥奪され、フランスに亡命した (アルフォンソの母親はルイ 9 世王女)。シャルルとタンカルヴィル伯ジャン 2 世は、母親イザベル・ダントワンを通じて義兄弟の関係にあり、ともにジャン 2 世の寵臣である。1354 年、シャルルはナヴァール一族によって惨殺された。AUTRAND, *op.cit.*, p.109-111, 179-182.
- 30) *Les livres du roy Modus et de la royne Ratio*, T.I, p.XLIV.
- 31) 彩色装飾写本のなかには、しばしば挿画が未完成の状態のものがある。
- 32) B・ヴァン＝デン＝アベルらは別の著作として扱っている。
- 33) 32 ~ 35 章、27 ~ 30 (前半部分) 章、39 ~ 41 章、38 章、30 章 (後半部分)、37 章、42 章、54 章、43 章 (2 部に分割) の順に収録されている。SMETS et VDA, « *Manuscripts et traités de chasse français du Moyen Âge* », p.341.
- 34) アランソン公シャルル 4 世 (1489 ~ 1524) と推定されている。https://www.arlima.net/il/louis_de_gouvis.html (2018 年 6 月 27 日取得)。
- 35) 『ヌーヴラン・ド・ヴェヌリ』は『狩猟の書』22 ~ 24、26 ~ 35、38 ~ 41、44、45 章を収録している。SMETS et VDA, « *Manuscripts et traités de chasse français du Moyen Âge* », p.353.
- 36) 小川知幸「なぜその手写本は大量生産されたのか——15 世紀活版印刷初期における筆写工房——」2007 年度西洋史研究会大会自由論題報告要旨、2007 年 11 月 24 ~ 25 日、於青山学院大学、4 ~ 6 頁。イタリアの近世における手稿本の役割については DE VIVVO, F. et B. RICHARDSON (2011), « Preface », *Italian Studies*, 66:2, 2012, p.157-160 も参照されたい。
- 37) たとえば、グーテンベルク『42 行聖書』は、あとで彩色装飾を施すことを前提に製作されていた。小川、前掲書、4-5 頁および国立国会図書館「インキュナブラとは何か | インキュナブラ～西洋印刷術の黎明」http://www.ndl.go.jp/incunabula/chapter1/index.html (2018 年 8 月 31 日取得)。『モデュス王とラティオ王妃の書』第 2 部『災厄の夢』唯一の版本であるヴェラル版 (1505) の場合も、

同じ版であるフランス国立図書館所蔵 VELINS-1763 と大英図書館所蔵 C.22.a.6 を比較すると、挿画・彩色文字・各章題の挿入は購入後に別途工房で行われる仕様であったことが分かる。

- 38) フルトフース領主、金羊毛騎士団員。フィリップ善良公とシャルル突進公の時代にブルゴーニュ家に仕えた。
- 39) 頼「15-16 世紀フランスにおける狩猟書の受容」39～40 頁。
- 40) 注 3 参照。
- 41) タルディフは、1474 年から 1484 年までの間、サン＝ジャック通りのドミニコ会修道院の近所にあるスフレ・ヴェール協同印刷工房で校正係をつとめ、自著も積極的に出版した。頼、2010、131～132 頁。
- 42) 頼、同上。
- 43) HOCHULI-DUBUIS, P., *Catalogue des manuscrits français 1-198*, BPU, 2004, p.273.
- 44) サン・ミシェル騎士団は、1469 年にルイ 11 世によって創設された。
- 45) 写本の f.1v には「私ことギョーム・タルディフ、自由学芸の教師にして神学のバシュリエ、ル・ピュイ・アン・ヴレー生まれの者が、1487 年に、いくつかの〔狩猟〕論をラテン語からフランス語に翻訳し」という一文がある。しかし、写字生が「Contre filandres; lespeces d'icelles: les signes, la cause et le remede」の章を筆写し忘れて「Contre l'aleine puante de l'oyseau: la cause et le remede」の章の後に筆写していること、「Contre filandres...」の章のなかで、「filandres」の徴候に関する文章を筆写し忘れて、病気の原因のあとに書き写していることなど、いくつか混乱がみられる。したがって、この写本は、1492/3 年版の版本もしくは、現在は失われた別の写本をもとに製作されたと考えられる。
- 46) 『鷹狩り術と猟犬の書』のテキストの変遷に関する問題は、本稿の主題からはずれるため、文献学者による今後の研究に期待したい。
- 47) マルグリットは 1483 年からフランスの宮廷で養育されていた。
- 48) シャルル 5 世時代からシャルル 6 世時代にかけて、フランス王家はルーヴル宮に 900 点を超える蔵書を擁していたが、1424 年、財政難のためイングランド王ヘンリ 6 世の摂政ベドフォード公ジョン (1389～1435) にパリ金貨 2,323 リーヴルで売却された。DELISLE, L., *Le cabinet des manuscrits*, T.I, Paris, Imprimerie impériale, 1858, p.21-23 ; BLOCH, D., « La formation de la Bibliothèque du roi », *Histoire des bibliothèques françaises*, T.I, p.311-312.
- 49) マルセイユ写本のアラゴーナの著作の系譜については、頼「15-16 世紀フランスにおける狩猟書の受容」42 頁参照。
- 50) « Addition au present livre selon le prothonotere dict Pierres de Glandesves, bon fauconier, pour filandres et aguyllhes » (f.83r).

- 51) たとえば、「Pour penne froissée redresser, ou rempue anter, ou desjoincte rassarrer, ou perdre renouveler」の章では、「羽、羽毛」を著す単語は、グラスゴー写本では「plume」が多用されているが、1492/93 年版とマルセイユ写本では「penne」が多用されている。
- 52) 「鳥」は、「oi[y]seau (pl. oi[y]seaulx)」ではなく「auseau (pl. auseaulx)」という単語が用いられている。
- 53) アントワースの祖父ジャンはアンジュー公シャルル（1446～1481）の従騎士。アントワースはフランス王の騎士団員。ROURE, S., *Les anciennes familles de Provence: Généalogie de la maison de Glandevès, Barons de Glandevès, Comtes et Vicomtes de Pourrières*, Champion, 1907, p.22-23.
- 54) 現在のアルプ・ド・オート・プロヴァンス県ヴァル・ド・シャルヴァーニュに位置する。グランドヴェ＝モンブラン家は、グランドヴェ＝プリエール家の傍系。ROURE, *op.cit.*, p.17 et 31.
- 55) FAVIER, J., *Le Roi René*, Fayard, 2008, p.594, 645; AURELL, M. et als., *La Provence au Moyen Âge*, PUP, 2005, p.323-324.
- 56) ROEUE, *op.cit.*, p.88. ジャンは 1485 年にボン＝タ＝ムソン侯の称号を甥のロレーヌ公ルネ 2 世により剥奪され、1507 年に最終的に称号を放棄した。「ANJOU-comtes d'anjou, ducs d'anjou », <http://fmg.ac/Projects/MedLands/ANJOU,%20MAINE.html> (2018 年 9 月 3 日取得)。
- 57) *Ibid.*, p.87.
- 58) *Ibid.*, p.88-89.
- 59) フォーコン (Faucon) は「鷹」を意味しており、写生字がピエールの所領の名と鷹狩りの博識ぶりを関連付けているのは明らかである。
- 60) 狩猟仲間との狩りの記憶を書き留める行為は、『狩猟宝典』をはじめ 14 世紀の写本に見られる現象である。
- 61) 頼「15-16 世紀フランスにおける狩猟書の受容」41 頁。
- 62) H453 の場合は、ジャン・ド・フランシエールとエメ・カシアンの鷹狩り本のほかに、カトーとウェアローの『農業論』が合本されている。

[参考文献]

[史料]

BNF fr.5080, 33 ff., fin XV^e s.

BNF fr. 25342, 65 ff., XV^e s.

Chantilly, Musée du château, ms.365, 27 ff., XIV^e s.

- Genève, Bibliothèque de Genève, français, 168, 169 ff., XV^e s.
 Glasgow, University Library, Hunter 269 (U.5.9), 100 ff., fin XV^e s.
 Le Mans, Médiathèque Louis Aragon, 79, 128 ff., XV^e s.
 Marseille, BM, 1009, 149 ff., XVI^e s.
 Montpellier, Bibliothèque universitaire de médecine, H 453, 189 ff., XV^e s.
 Montpellier, Bibliothèque universitaire de médecine, H.459, 57 ff., XV^e s.
 Gace de la Buigne, *Le roman des deduis*, éd. Åke Blomqvist, (Studia romanica holmiensia edenda curavit Gunnar Tilander III), 1951.
 Gaston Phébus, *Livre de chasse, édité avec introduction, glossaire et reproduction des 87 miniatures du manuscrit 616 de la Bibliothèque nationale de Paris*, éd., G. Tilander, (Cynegetica 18), Johansson, 1971.
 Hardouin de Fontaines-Guérin, *Trésor de vénerie composé l'an M.CCC.LXXXX.IV par Hardouin, seigneur de Fontaines-Guérin*, éd., H. Michelant, Rousseau-Pallez, 1856.
 Henri de Ferrières, *Les livres du roy Modus et de la royne Ratio*, éd. G. Tilander, T.I, Société des anciens textes français, 1932.
Ordonnances des rois de France de la troisième race, recueillies par ordre chronologique, T.VIII, l'Imprimerie royale, 1750 ; *Ibid.*, T.X, 1763.
 TARDIF, G., *L'art de faulconnerie et des chiens de chasse*, Paris, Antoine Vêrard, 1492/93.
 ——— *Le livre de l'art de faulconnerie et des chiens de chasse par Guillaume Tardif, réimprimé sur l'édition de 1792 avec une notice et des notes par Ernest Jullien*, Librairie des bibliophiles (Cabinet de vénerie, 4), 1882, 2 vol.

[二次文献]

- « ANJOU-comtes d'anjou, ducs d'anjou », <http://fmg.ac/Projects/MedLands/ANJOU,%20MAINE.html> (2018 年 9 月 3 日取得)。
 AURELL, M. et als., *La Provence au Moyen Âge*, PUP, 2005.
 AUTRAND, F., *Charles V*, Fayard, 1994.
 BRUNELLIÈRE, J., « Gaston Fébus et Hardouin de Fontaines-Guérin: deux approches des sonneries de chasse au XIV^e siècle », dans *Musique·Images·Instruments 7 : Écoles et traditions régionales 2e partie*, CNRS, 2005, p.148-162.
 CAZELLES, R., *Étienne Marcel: champion de l'unité française*, Tallandier, 1984.
 DELISLE, L., *Le cabinet des manuscrits*, T.I, Paris, Imprimerie impériale, 1858.
 DE VIVVO, F. et B. RICHARDSON (2011), « Preface », *Italian Studies*, 66:2, 2012, p.157-160.
 FAVIER, J., *Le Roi René*, Fayard, 2008.

- HASENOHR, G., « Gace de la Bigne, maître chapelain de trois rois de France », *Études de langue et de littérature du Moyen Âge offertes à Félix Lecoy par ses collègues, ses élèves et ses amis*, Champion, 1973, p.181-192.
- Histoire des bibliothèques françaises*. T.I. *Les bibliothèques médiévales du VI^e siècle à 1530*, Éditions du Cercle de la Librairie / Promodis, 1989.
- HOCHULI-DUBUIS, P., *Catalogue des manuscrits français 1-198*, BPU, 2004.
- Le Moyen Age*, T.CXIII, 2007.
- PETRUCCI, A., « Pouvoir de l'écriture, pouvoir sur l'écriture dans la Renaissance italienne », *Annales. E. S. C.*, 43^e année, N. 4, 1988, p.823-847.
- ROURE, S., *Les anciennes familles de Provence : Généalogie de la maison de Glandevès, Barons de Glandevès, Comtes et Vicomtes de Pourrières*, Champion, 1907.
- SMETS, A. et B. VAN DEN ABEELE, *La Littérature cynégétique*, Brepols, 1996 (Typologie des sources du Moyen Âge occidental, fasc.75).
- SMETS, A. et B. VAN DEN ABEELE, « Manuscrits et traités de chasse français du Moyen Âge. Recensement et perspectives de recherche », *Romania*, 116, 1998.
- STRUBEL, A. et Ch. de SAULNIER, *La poétique de la chasse au Moyen Age: Les livres de chasse du XIV^e siècle*, PUF, 1994.
- TILANDER, G., *Les manuscrits des livres du roi Modus et de la reine Ratio*, Håkan Ohlsson (Lunds universitets årsskrift, n. f., avd. 1, Bd 28, Nr 5), 1932.
- WILMART, M., « Saignées et autres manipulations vétérinaires d'après les traités d'hippiatrie et d'économie rurale de l'Occident médiéval (XII^e-XV^e siècle) », LORANS, E., *Le cheval au Moyen Âge*, PU François-Rabelais, 2017, p.65-75.
- 朝治啓三、渡辺節夫、加藤玄編著『中世英仏関係史 1066-1500：ノルマン征服から百年戦争終結まで』創元社、2012 年。
- 『〈帝国〉で読み解く中世ヨーロッパ』ミネルヴァ書房、2017 年。
- 小川智幸「中世後期の手写本制作——15 世紀におけるハーゲナウのラウバー工房——」『木這子：東北大学附属図書館報』第 31 巻第 4 号、2007 年、1～10 頁。
- 「なぜその手写本は大量生産されたのか——15 世紀活版印刷初期における筆写工房——」、2007 年度西洋史研究会大会自由論題報告要旨、2007 年 11 月 24-25 日、於青山学院大学、4-6 頁。
- 国立国会図書館「インキュナブラとは何か | インキュナブラ～西洋印刷術の黎明」、<http://www.ndl.go.jp/incunabula/chapter1/index.html> (2018 年 8 月 31 日取得)。
- R・シャルティエ編(長谷川輝夫訳・解題)『書物の秩序』文化科学高等研究院出版局、1993 年。
- 藤崎衛(監)、内川勇太訳「第四ラテラノ公会議(1215 年)決議文翻訳」第 21 条、『クリオ』第 29 号、2015 年、87～130 頁。

堀越宏一『ものと技術の弁証法』岩波書店、2009年。

頼順子「中世後期の狩猟と狩猟書」、博士論文、大阪大学、2010年(未刊行)。

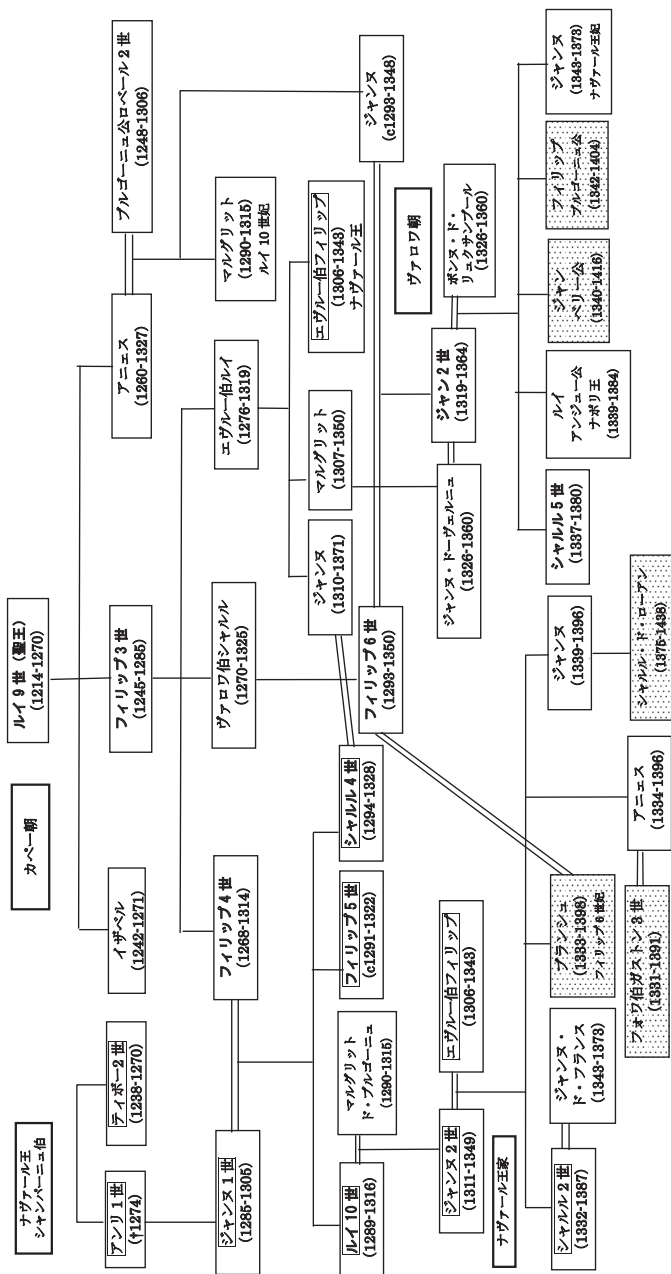
——「15～16世紀フランスにおける狩猟書の受容——アルトゥルシュ・ド・アラ
ゴーナ『鷹狩り』を例に——」『関西大学西洋史論叢』第16号、2013年。

——「14世紀アンジュー貴族の狩猟を通じた人的紐帯 アルドゥアン・ド・フォン
テーヌ＝ゲラン『狩猟宝典』を例に」『パブリック・ヒストリー』第13号、52～
64頁。

[付記]本稿は、2009年度に大阪大学大学院文学研究科に提出した博士論文「中世後
期の狩猟と狩猟術の書」第3章を大幅に加筆修正したものである。

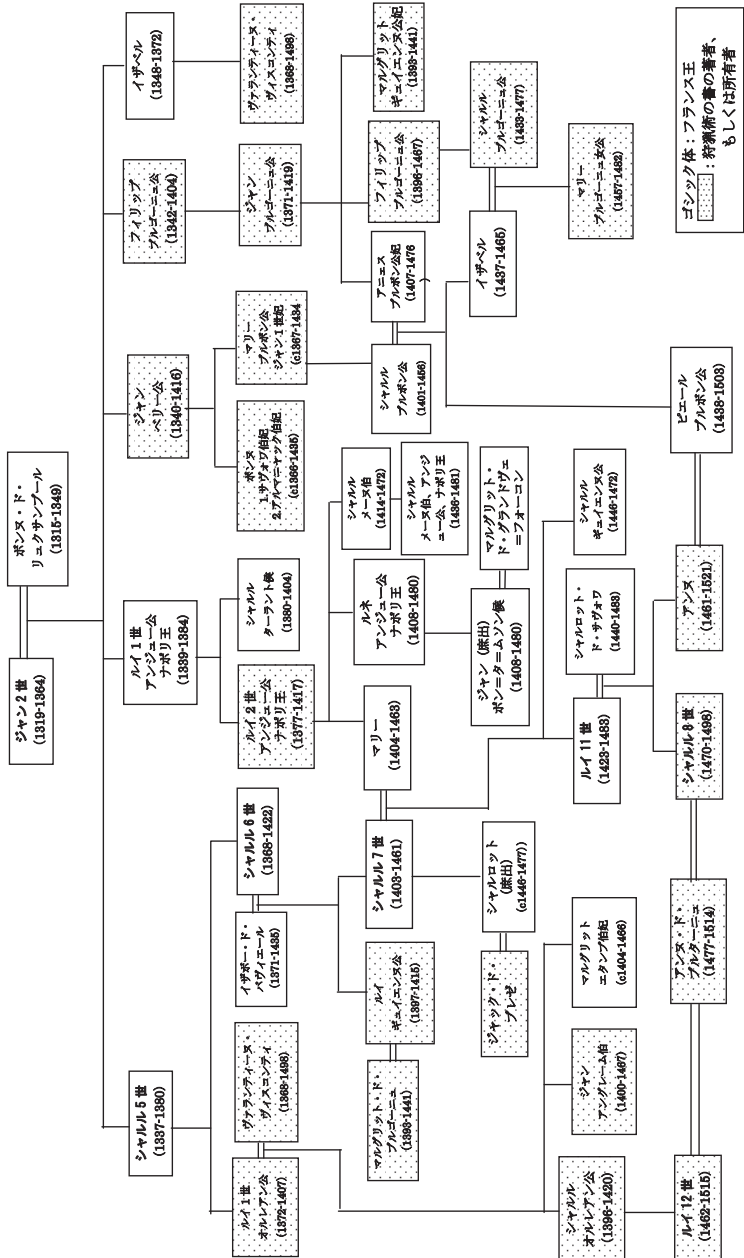
(大学院博士後期課程修了)

資料 1 フランスの王族の家系図 1 (13 世紀後半～14 世紀中葉)



ゴシック体：フランス王
[]：狩猟術の書の著者、
もしくは所有者

資料2 フランスの王族の家系図2 (14世紀後半～15世紀末)



資料 3 : Ms. Glasgow Hunter 269 et l’édition 1492/93 序文と結語

Glasgow, Hunter 269	Éd. 1492/93
[Prologue : dédicace au roi Charlte VIII] [f.1r] En obeissant au commandement du treschretien roy de France Charles huitieme de ce nom. Je Guillaume Tardif, maistre es ars et bachelier en theologie, natif de la cité du Puy en Vellay. L'an mil cccc. .iiii^{xx}. et sept ay translaté de latin en françoys certains traictez pieça composez tant par le roy Danchus qui premier escrivit l'art de faulconnerie comme aussi de Moamus, de Guillinus et de Guicennas lesquelz ont semblablement traicté dud[it] art de faulconnerie et pareillement de l'art de vennerie. J'ay aussi extrait plusieurs choses servans a ceste matiere qui par aucuns autres entendus et experts oudit art, ont esté redigez par escrit, desquelz aucteurs j'ay recueilli les ditz, et iceulx ay mis en ordre par rubriques et chapitres le plus briefvement et clerement que i'ay sceu, en laissant ce qui estoit [f.1v] superflus, et mettant toutes les medecines convenables et propices a la matiere, en exprimant oultre et declarant les noms des drogues desdittes medecines. Et pource que desdittes drogues aucuns noms ne sont ou commun parler françoys, je les ay escritz en la langue selon la quelle elle sont nommées en l'art d'apoticaiererie affin que icelles drogues l'on puisse plus facilement et seurement trouuer chez les apotiquares. Et lesquelles aussi ay descrites selon l'ordonnance de l'art de medecine par onces dragmes, grains et autres noms communs aux receptes des medecins.	[f.air] C'est le livre de l'art de faulconnerie et des chiens de chasse. [f.aiiv] Au roy tres-crestien Charles huitième de ce nom, Guillaume Tardif, du Puy en Vellay, son liseur, tres-humble recommandation supplie et requiert. Deslors que Dieu vous doua de nom de tres-crestien roy de France, sire, mon naturel souverain et unique seigneur, Je, vostre tres-humble et tres-obeissant serviteur, vous dediaï mon mediocre engin et science. Car, après plusieurs euvres que à vostre nom ay composées par vostre commandement et pour recreer vostre royale majesté entre ses grans affaires, vous ay en ung petit livre redigé tout ce que j'ay peu trouver servir à l'art de faulconnerie et des chiens de chasse. Lequel livret ay translaté en françois des livres en latin du roy Danchus, qui premier trouva et escrivit l'art de faulconnerie, et des livres en latin de Moamus, de Guillinus et de Guicennas, et colligé des autres bien sçavans et experts en ladicté art ; brievement et clerement en ordre mys par rubriques et chapitres, en laissant toutes matieres superflues et medecines difficiles à trouver ou à faire, ou dangereuses pour l'oyseau, ou non approuvées par les bien sçavans et experts et par l'art de medecine. Les noms des medecines qu'on nomme drogues qui ne sont en l'usage françois ay escrit en leur langue, en laquelle sont en usage en l'art d'apoticaire.

Glasgow, Hunter 269	Éd. 1492/93
Cest euvre present contient deux livres. En l'un sera traicté de l'art de faulconnerie. Et en l'autre de l'art de vennerie. ¶Le livre de faulconnerie contient deux parties. ¶La premiere si ensaignera congnoistre les oiseaux de proie, desquelz on use ou gibier et pour [f.2r] iceulx instruire et gouverner. Et aussi monstrera les medecines qui communement sont necessaires pour les entretenir en santé. ¶Et seront les matieres les rubrichez et chapitres de ceste premiere partie posez et escritz selon l'ordre que la personne doit avoir pour congnoistre la maniere tant de instruire que d'entre [te] nir lesdis oiseaulx. La seconde partie dudit livre enseignera les maladies qui sourviennent audis oiseaulx et les medecines pour les guairir. Laquelle par ordre de rubriques et chapitres sera traictée comme la premiere partie. En apres sera le liure de l'art de vennerie le quel je desduiray et pareillement continueray par matieres rubriques et chapitres. Comme il ara esté dit et fait ou livre de faulconnerie. <u>Amablement apres que j'ay [f.2v] bien pensé et pesé tout ce que j'ay peu veoir oudit art ie trouue que toute pratique de vollerie gibier et de chasse tant pour prendre toute espece de volatille que toutes bestes sauuages, si se trouue principalement en trois livres et traictiez qui sont intituléz et nomméz. L'un Gasse. L'autre Modus et Ratio. Et le tiers se nommé Phebus.</u>	Cest euvre a deux parties : l'une tracte des oyseaux de falconnerie, l'autre des chiens de chasse. Celle desdis oyseaux a deux parties : la premiere enseigne congnoistre les oyseaux de proye desquelz on use en ladicte art, les enseigner et gouverner, et les medecines communement necessaires pour les entretenir en santé. Duquel livre les rubriques et chapitres sont disposez selon l'ordre qu'on doit avoir à congnoistre, enseigner et entretenir lesdis oyseaux. La seconde partie d'icelui livre enseigne les maladies desdis oyseaux et les medecines d'icelles. De laquelle partie l'ordre est escript en son lieu. Desdis chiens sera dit en son lieu après.

Glasgow, Hunter 269	Éd. 1492/93
[Conclusion du Livre des chiens de chasse] [f.96r] Et combien que plusieurs autres personnages dont je ne faiz cy mencionaient escrit des matieres cy dessus traictés. Toutesfoys je n'ay voulu adjouster à ce livre plusieurs de leurs dictz et escriis pour ce qu'en yceulx n'y ay trouvé chose à quoy selon mon jugement ou se deust arrester ou adjouster grant foy. Car les dictz des ungs en la plus grant partie d'iceulx sont contraires aux autres. Et ne mettent en avant aulcunne rayson pour confermer leur ditz, par quoy semble que leurs escriis soyent plus fondés en seul le volonté que aultrement. Ceste matiere, mon souverain seigneur, par vostre commandement [f.96v] mise à fin m'a esté tres agreable de translater, puis que vostre plaisir a esté que ainsy se fist. Mais quant vostre vouloir sera me occuper en la translation de quelque aultre plus grant euvre d'estude utile et plaisant, soit d'istoyres notables dont plusieurs se trouvent que la lecture d'icelles peust grandement servir et prouffiter à ceulx qui ont le gouvernement de la chose publicque que aultres livres à vous agreables, je m'y employeray selon le petit savoir et entendement que Dieu m'a donné tellement que j'espoire seres content. Car apres Dieu n'est chose que plus désiré que faire tout ce que pourray cognoistre tourner à vostre honneur service plaisirs et prouffict. Explicit	[f.giir] La conclusion de ce livre. Cest euvre, Sire, j'ay par vostre commandement entreprinse et pour vostre plaisir astivement assouvie. Et, combien qu'elle soit aimée, désirée et exercée des nobles seigneurs et princes, si n'ay-je peu trouver auteur qui l'ait suffisamment tractée. Et ce qui en a esté escript est en aucunes matieres et sans ordre; et icelles encore si corrompues, par l'ignorance et vice des escrivains ou autrement, qu'il les m'a fallu verifier par les experts en icelle art et medecines et apoticaire. Par quoy je prie ceux qui ceste euvre liront qu'il leur plaise l'excuser et en gré prendre. <u>La pratique de prandre toute espee de volaille et de venerie est escripte en troys livres qui sont intitulés : l'ung Gasse, l'autre Modus et Racio, et le tiers Phebus.</u> Maintenant, Sire, je retourne à mes estudes de humanité et de theologie, pour continuer vous composer ou translater ce que me semblera plus utile et necessaire à vostre tres-noble corps et ame. Tousjours aydent Dieu et Vous, Sire, metray poyne vous faire quelque honneste service. Et, pour le salut et prosperité de Vostre tres-crestienne Majesté au bien de la chose publicque, Dieu devotement prieray. [f.giiiv] Cy finist le livre de l'Art de faulconnerie et des chiens de chasse, imprimé à Paris le cinquieme jour de janvier mil quatre cens quatre-vinz et douze, pour Anthoine Verard, libraire, demourant à Paris, à l'ymage saint Jehan l'évangéliste, sur le point Nostre-Dame ou au Palais, au premier pillier devant la chapelle de Messeigneurs les presidens.

SUMMARY

Why Did the Nobles Possess Manuscripts of Hunting Books? Three Hunting Manuscripts in Late Medieval and Early Modern France

Junko RAI

Hunting and hunting books were popular among the royalty and nobility in late medieval and early modern France. In Western Europe, hunting was *regalia* from the early middle Ages. In the end of the 14th and the beginning of the 15th centuries, the French Royalty prescribed in the *Royal Ordinances* that hunting was the privilege of nobles. From this period, hunting, especially volery and venery, was considered as an aristocratic culture or a status symbol.

The Valois royal family and the nobles around them eagerly collected luxury illuminated manuscripts ("macrocircuits") including hunting books from the mid-14th century: hunting was symbolically recognized as an aristocratic culture. The manuscripts of hunting books were accepted until the early modern period, mainly by the Nobles of the Sword around the Valois family who exclusively enjoyed the privilege of hunting.

However, the French Nobles generally did not accept the manuscripts of hunting books for exactly the same reason: it depends on different positions in the inner circle of the Valois family. Robert de Lorris, one of the favorites of Jean II and a man newly-entered into the rank of nobility, possessed an illuminated manuscript of *le Livre du roy Modus*, but it was an abridged version because he was only interested in an "aristocratic" hunting. His manuscript was a status symbol of the nobility as well as a medium of the aristocratic hunting knowledge. For Charles VIII, leader of the inner circle, his illuminated manuscript of *le Livre de l'art de faulconnerie et des chiens de chasse* written for him was prestige goods as well as a medium of knowledge because the hunting rights and knowledge represented symbols of the power and authority of King of France. Barthazar de Glandevès, whose family was one of loyal subjects of the Valois family in Provence from the latter half of 14th century, had a transcript ("microcircuit") of several medieval hunting books and acquired knowledge from his clan members; it represents the collective memory of nobles. In any case, they made and possessed manuscripts "for themselves" within the cultural framework of the French nobility in the late medieval and early modern periods.